

裁判員制度における死刑のあり方について

増本 弘文*

How should the Death Penalty System be implemented
in the “Saiban-in” System?

Hirofumi MASUMOTO

要 旨

平成16年から死刑確定者数は急増し、死刑の基準の明確化が必要である。筆者は以前、死刑判決の具体的な量刑基準を明らかにしようと試みた。しかし、闇サイト事件はこの基準を超えるのではないかとと思われる。また、検察側の立証方法が、裁判員制度を意識し過ぎたために過度に生々しいものになっているのではないかと批判もある。そして、月ヶ瀬村殺人事件のように、無期懲役を甘受しながらも刑務所の中で自殺してしまう人もいる。主観的要素を判断することは非常に難しい。いずれにしても、死刑判決という非常に厳しい状況下においても、裁判員は中立であるように努めなければならない（検察官も同様である）。

【序】

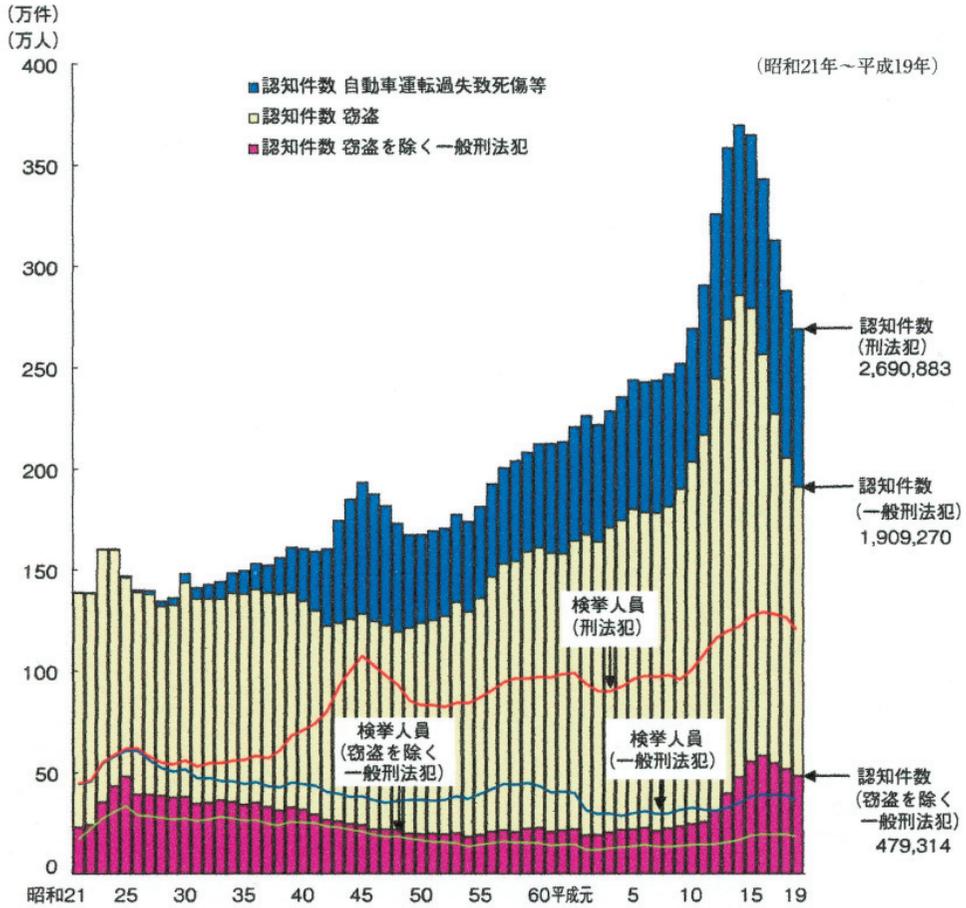
犯罪の増加・凶悪化・厳罰化が盛んに叫ばれている。しかし、このようにいわれていること自体が真実であるかが既に問題である。犯罪発生率には、もちろん暗数（dark figure）という大きな問題があるが、表1を見て頂きたい。

この表からわかるように平成15年から犯罪の認知件数や検挙人員はかなりの減少を示している。従って、まさしく今現在犯罪が増加しているとは言い難いように思われる。

次に表2を見て頂きたい。

この表2から興味深い事実が見えてくる。最も凶悪な犯罪である殺人は、ほぼ一定に推移している。従って、この表を見る限り犯罪が凶悪化していると断言することはできないように思われる。

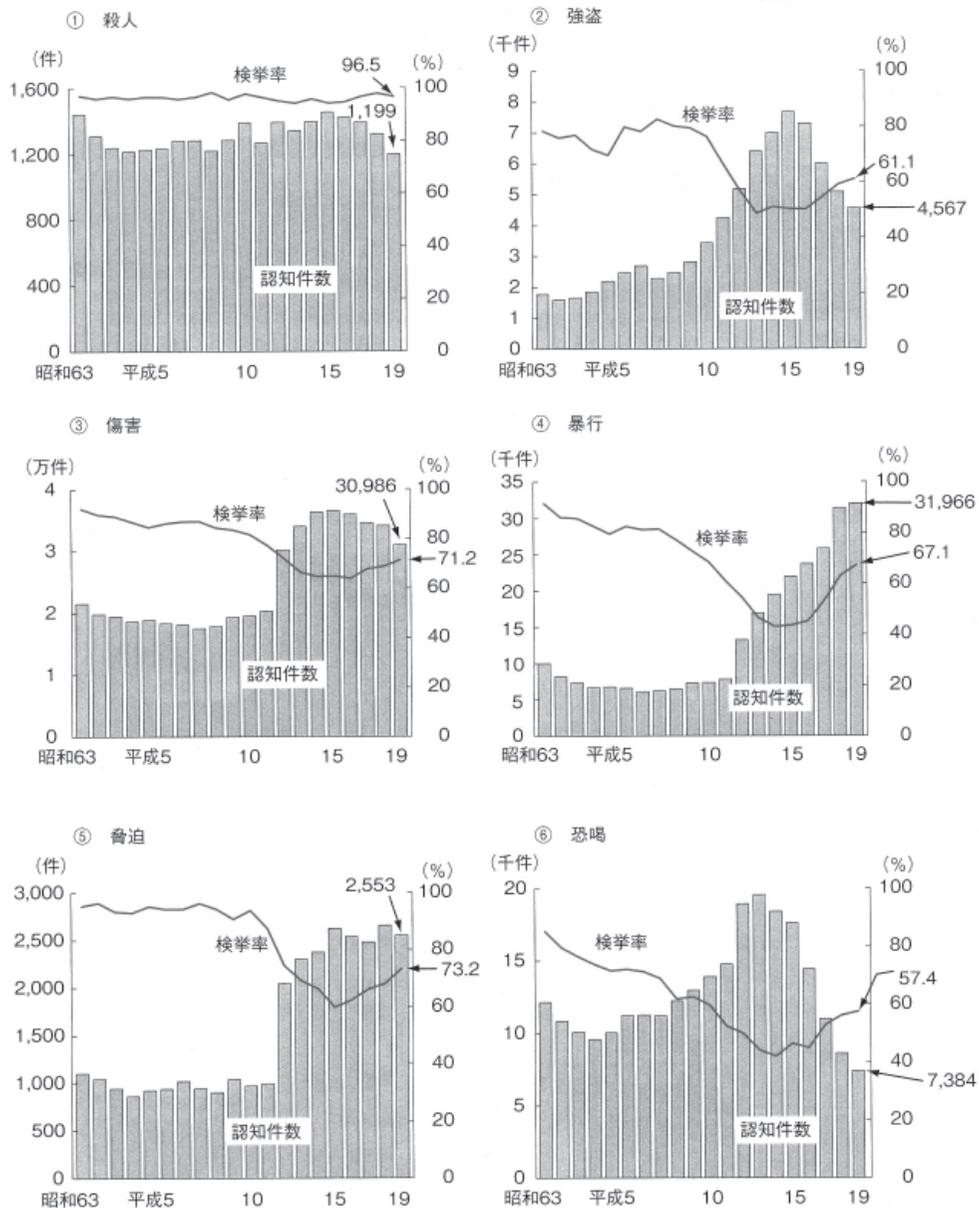
表 1¹⁾



注 1 警察庁の統計による。
 2 昭和30年以前は、14歳未満の者による触法行為を含む。
 3 昭和40年以前の一般刑法犯は、「業過を除く刑法犯」である。

表 2²⁾

(昭和63年～平成19年)



次に死刑の確定判決をみてみる。

表 3³⁾

平成 12 年	死刑	2 件
平成 13 年	死刑	2 件
平成 14 年	死刑	2 件
平成 15 年	死刑	2 件
平成 16 年	死刑	13 件
平成 17 年	死刑	12 件
平成 18 年	死刑	21 件
平成 19 年	死刑	23 件
平成 20 年	死刑	10 件

この表 3 から明らかなように、平成 16 年から死刑の確定判決が急増している。この観点からみれば、刑罰の厳刑化という指摘は正しいかもしれない。しかし死刑判決のみに依拠しながら、刑罰全体の厳刑化を軽々に語ることはできないであろう。

従って犯罪を取り巻く現状の把握を客観的に精確に行うことが緊近の課題であり、いたずらに風評に流されることは許されない。

このことは裁判員制度がスタートした現在においてより重要な課題となってくるであろう。裁判員制度がスタートして本年 8 月 6 日に初の判決が下された。懲役 15 年の判決であった。この論稿は裁判員制度そのものを論じるものではないが、当初この判決に対しては穏当であるとの評価が高く司法関係者は安堵したところである。

そしてこの論考の執筆中 9 月 17 日に求刑通りの裁判員による無期懲役の判決が下された。いよいよ死刑判決が下される日が迫ってきたような感がある。

筆者は裁判員制度の下で死刑がどのように適用されるのかに強い関心を持っている。

それは筆者が「死刑判決の具体的量刑基準の検討」⁴⁾において死刑の具体的量刑基準を明確にしようと試みたからでもある。

さらに「闇サイト事件」の量刑に驚愕したからである。この事件では殺害された被害者が 1 名であるにも拘わらず、求刑は被告 3 名全員死刑であった。これに対し東京地裁は、被告 2 名に死刑、自首した 1 名が無期懲役（自首しなければ死刑判決であったのだろうか？）という極めて厳しい判決を下した。

筆者の知る限り被殺者 1 名で 2 名死刑というのはいわゆる北九州市資産家殺人事件だけである。そうするならばこの「闇サイト事件」の量刑は少なくとも筆者の知る限り永山判決以降最も厳しい量刑といえる。

このような中で「江東区神隠しバラバラ殺人事件」の第二審が 9 月 10 日に下された。第一審を維持する無期懲役判決であった。この犯行の凶悪性・残虐性・異常性は周知のことと思われるがインターネットなどを見ると「一人なら何をしてでも死刑にはならないのか？」という厳しい意見も散見される。そこで本論考では被殺者 1 名で無期・死刑判決事件に焦点を当てながら裁判員制

度の下での死刑判決のあり方を検討しようとするものである。

ただ極めて最近の事件などを扱ったために公刊物に頼ることができずインターネットを使わざるを得なかった。そこには誤った情報や極度に主観的な意見が多数あり、筆者は疲弊しきった。あたかも「闇サイト事件」のようにインターネットに対する敗北感に苛まされている。

しかし、筆者は新聞社や官公庁と直接コンタクトを取るなどして情報の信憑性を確保することに全力を尽くした。引用文献の少ないのはこれらの理由によることをご理解戴きたい。

【 I 】

無期・死刑事件の具体例

(1) 月ヶ瀬村殺人事件

この事件は奈良県の長閑な山村で起きた事件として注目を浴びた。1997年5月4日奈良県添上郡月ヶ瀬村（現奈良市）において、被告は車を運転して帰宅の途中、偶然被害者である女子生徒（当時中学2年13歳）に遭遇した。

そこで被害者に「家に送ってあげる」と声を掛けたが無視されたため被害者の背後から車で轢き、近くの公衆便所付近で殴打して殺害した。そして遺体を三重県御斎峠に遺棄した。

当初から被告が犯人であると囁かれマスコミなどの取材が殺到した。そこで警察は慎重に捜査を進め7月25日逮捕するに至ったが、逮捕の瞬間をテレビで見た筆者は多大な衝撃を受けた。被告は大声で暴れまわりテレビカメラを蹴るなど改悛の情など見せるどころか極めて強い抵抗を示した。

しかし、出廷した彼を見た瞬間大変驚いた。金髪の髪の毛は切られ丸坊主になって入廷してきた彼は大変大人しく、同一人物であることを疑うほどであった。筆者は裁判を有利に進めるためのパフォーマンスかとも思った。求刑に従って、2000年6月14日、大阪高裁は第一審の懲役18年を破棄して無期懲役を言い渡した。

当初被告はこの無期懲役判決を受け入れ上告しないとの意思であった。そこで弁護人が上告を強く勧めたところ一旦上告したが、間もなくこれを取り下げたため無期懲役が確定した。しかし、2001年9月4日収監先であった大分刑務所で自殺してしまった。動機は不明で遺書もなかった。

(2) 奈良県女児誘拐殺人事件

この事件は、被害者が映った画像を添付したメールを保護者に送りつけるなど新しい手法を使った事件であり、第二の宮崎勤事件と呼ばれた。

2004年11月17日奈良県奈良市で帰宅途中の女子児童(当時小学1年)が誘拐された。誘拐した後、自宅に連れ込み裸にし風呂場で猥褻行為をしたところ抵抗され、3分間浴槽に沈め、さらに動かなくなった後も2分間沈めて水死させた。同日夜10時頃、被告は被害者の携帯電話を使って「娘はもらった」という内容のメールを被害者の死体画像を添付して被害者の母親に宛てて送信した。18日午前0時過ぎに遺体が発見されたが、その遺体の手足には擦り傷があり歯も数本抜かれた状態であった。そして同年12月14日には被害女児の画像が添付された「次は妹を狙う」との脅迫メ

ールが女児の両親や親戚などに送信された。

被告の所持品からは幼児ポルノビデオや雑誌、女児の下着や衣類・ダッチワイフなどが押収された。

さらに、昭和62年箕面市で幼稚園児8人に猥褻行為をするという前科があったが、初犯であることから執行猶予付きの判決であった。続いて平成元年大阪市内の公団住宅で5歳児の女児の首を絞め、殺人未遂で逮捕されて5年の刑に服している。

平成18年9月26日奈良地裁は被告小林薫に対し求刑通り死刑判決を言い渡した。被告は公判で「死刑にしてほしい」との発言を繰り返していた。

被告は控訴をしない意向であったが、弁護人の説得に応じるような形で現在大阪高裁に係属中である。

(3) 江東区神隠しバラバラ殺人事件

平成20年4月18日夜、当時23歳の女性会社員がマンション内から忽然と消え、親族から捜索願いが出された。玄関に少量の血痕が残った状態であったことに加え、マンションに設置された監視カメラの記録に女性会社員がマンションから外出した形跡がないことから、マンション内で消失した「神隠し事件」として、マスメディア各社がトップニュースで報じた。またマンションは3分の1近くが空室であった。

被告は同日、強姦目的で同じマンションの2部屋隣に住む東城さん宅に侵入後自宅に連れ込んだが強姦は未遂に終わった。その後周辺の聞き込みをしていた警察官の来訪を受けた直後に包丁で首を刺して殺害し、遺体を細かく切断してトイレから下水道に流すなどして捨てて証拠隠滅を図った。

東京地裁は、遺体を解体して捨てた行為を「被害者を廃棄すべき物のごとく扱ったもの」と言及。「死者の人格、遺族の心情を踏みにじるきわめて卑劣な犯行だ」と述べた。

一方で、過去の最高裁判例を踏まえて「被害者が1人の場合は相当強度の悪質性が認められることが必要」と指摘。包丁で首を刺した殺害方法については「執拗なものではなく、冷酷ではあるが残虐さあまりない」とした。さらに、強姦やわいせつ行為ではなく、殺害や死体損壊などには計画性が認められない…といった被告に有利な事情を挙げて無期懲役を言い渡した。

同審では、いわゆる裁判員制度が強く意識されたようである。切断されて殺害された女性の肉片を大型ディスプレイに映し出したり、等身大の人形を使うなどあまりにも生々しい立証がなされるなどしたために、遺族の中には耐えきれずに涙を流して法廷を出た者もいた。

そして平成21年9月10日、東京高裁は「冷酷かつ残虐、悪質性の程度が高く、人倫にもとる犯行だ。尊い生命が失われ、遺体も完膚なきまでに解体され結果も重大。遺族の処罰感情も峻烈だ」と指摘する一方で「被告は法廷で犯行の詳細を述べ、罪を悔い、謝罪の態度を示している」として、被告に有利な事情を挙げて無期懲役とした第一審判決を支持した。

(4) 闇サイト殺人事件

本件はいわゆる携帯電話の闇サイト「職業安定所」という新しい形態の犯罪であることによ

て世間の関心を集めた事件であり、その判決が注目されていた。

平成19年8月24日、闇サイト「職業安定所」で知り合った神田司（当時36歳）、川岸健治（当時40歳）、堀慶末（ヨシトモ／当時32歳）の3人が互いに偽名を名乗って集まった。そこで神田被告が若い女性を拉致して強盗しようと提案。2人は賛同し早速車に乗り込んで物色を始めた。名古屋市内を走り回り、数人の女性を追尾したが機会がなく断念。

午後10時過ぎ同市千種区の路上で帰宅途中の会社員磯谷利恵（当時31歳）を見かけると3人は道を尋ねる振りをして車に無理やり押し込み手錠をはめた。「殺さないで」と哀願する被害者に粘着テープを頭部に巻きビニール袋に入れハンマーでめった打ちにして殺害。遺体を山中に埋めて逃走した。犯行後、キャッシュカードで現金を引き出そうとしたが失敗したため、3人は次も女性を拉致して金を奪おうと協議して別れた。同日午後1時頃、川岸が「このままでは死刑になる」と恐れて警察に通報し犯行が発覚。

検察側は闇サイトを悪用した犯罪について「共犯者が集まりやすく、共犯者同士が個人情報秘匿するため、犯行発覚が困難になる。模倣性も強く、軽い処罰は人命軽視の風潮を助長する恐れがある」と指摘しつつ、被告3人に死刑を求刑した。

平成21年3月18日名古屋地裁は、互いに責任のなすり合いなどをして反省の態度を示さない被告に対し、「インターネットで知り合った犯罪者集団による極めて悪質性の高い犯行で、凶悪化、巧妙化しやすく、危険。模倣される恐れも高く、社会の安全にとって重大な脅威。極めて残虐で、極刑をもって臨むのはやむを得ない」と述べつつ、神田・堀両被告に対しては死刑を、川岸については自首を認定した上で無期懲役を言い渡した。地方検察庁は川岸を控訴、他については被告が控訴したが、堀被告は4月13日に控訴を取り下げたため死刑が確定された。

【Ⅱ】 検討

以上4つの事件をやや詳細に述べた訳であるが、当然のごとくそれは思いつきではなく裁判員制度における死刑制度のあり方という観点から非常に重要な意味を持った事件であるからである。

ところで筆者は、同拙稿において^{●●●}具体的量刑基準を明らかにしようとした。

被殺者1名では「重い前科のない被告人が、悪しき動機に基づき、とりわけ残酷な方法で計画的に殺害した」という標準的ケースを少なからず上回る場合（例えばバラバラ殺人のような群を抜いて残酷な殺害方法）にのみ死刑となるとした。そこで、以下では、この量刑基準を念頭に置きながら検討を進めることにする。

(1) 月ヶ瀬村殺人事件

まず最初に月ヶ瀬村殺人事件である。これが筆者の死刑基準からすれば死刑にならないことは当然である。むしろ量刑上、無期懲役でも重いと思われる。なぜならば計画性もなく重い前科もないからである。殺害方法もそれほど残酷ではない。

ただ筆者はこの控訴審判決の後、奈良新聞社からコメントを求められ「無期懲役は重い?」、また「被告が上告を望まないにも拘わらずそれを弁護人が半強制的に上告することが許されるのか?」、との問いに答えた。当事件の犯人は今から考えると死刑を受け入れていたように思う。長閑な奈良の山林地帯で生活していた彼が全く見ず知らずの大分刑務所で命を落としたことについて、筆者はかなりの衝撃を受けた。これが裁判員ならばどうであろうか?自分が無期懲役を下したとしてもその被告が死亡してしまう。

これでは死刑判決を下したことと同じではないか、との気持ちに駆られるのではないだろうか。同犯人とは面識がなく自分のコメントが新聞に掲載されたに過ぎない筆者でさえそう感じるのであるから、実際に裁判に携わった裁判員ならばいかなる心境に至るであろうか。

裁判官でさえも、東京高裁昭59年12月19日判決(強盗殺人事件1名殺害)において「同種事件の量刑の現状に鑑み所定刑中いずれも選択すべきかの境界に位置すると見止られる本件については、事後審たる当裁判所としては、被告人を無期懲役に処した原判決を破棄したうえ被告人に死刑を科するというには躊躇を禁じえないものがあり」と述べている⁵⁾。

人を裁くことの恐ろしさと難しさをこれらの事件が物語っていると思わざるを得ない。

(2) 奈良県女児誘拐殺人事件

一見したところ、この事件に死刑が適用されるはずがないと思われた⁶⁾。本件は殺人事件である。従って単純に言えば一人を溺死させたに過ぎない。しかも5分間の溺死という殺害方法がとりわけ凶悪と言えるのであろうか?また、裁判所は殺害の点について計画性を認定しているがそれも疑わしいところである。

同種の事件、すなわち8歳の女児を姦淫目的で誘拐したが同女が幼少であったがために未遂に終わり、近くにあった石塊で同女の頭部を3回殴打して殺害した翌日、犯跡隠蔽のため現場に戻り近くの草藪の中まで死体を引きずり顔に草の葉をかぶせて放置した、という事件がある。他の幼女に対する前科もあり仮出獄中の犯行であった。この事件に対し福岡高裁那覇支部は、「責任能力にいくばくかの障害がある、及び、矯正が全く不可能とは言い難い」との理由から無期懲役に処した⁷⁾。

奈良県女児誘拐殺人事件とこの事件とでは、もちろん、事実経過等において異なった部分が多々あるので、単純に比較することはできないが、量刑が分かれた理由を説明するのは難しいように思われる。奈良女児殺人事件が死刑となったのは端的に言えばメールという新しいツールあるいは新しい形態の犯罪であり(事実、保護者だけでなく知り合い等にもメールで写真を送りつけている)、模倣性特に「ネット社会における模倣性」に着目したのではなかろうか?

そうすれば構造としては身代金要求誘拐殺人事件とよく似ている。事実、小百合さん身代金要求誘拐殺人事件では、「模倣性」と「肉親の情につけこむ卑劣な犯罪」であることを理由に死刑が言い渡された⁸⁾。

従って、奈良女児誘拐殺人事件は小児愛による常習性と「メールによる模倣性」という観点からみなければならぬのかもしれない。特に模倣性という観点を重視すれば死刑になると思われるが、純粹の身代金要求誘拐殺人事件ではないのであるから、これを小百合さん事件と同一視す

することはできない。むしろ死刑と無期懲役と境界線上にある事件であることを正直に認めて無期懲役とされるべきであったと思われる。

(3) 江東区神隠しバラバラ殺人事件

江東区神隠しバラバラ殺人事件については、人を殺しても一人ならば何をやっても死刑にならないのかとの批判もあり、さらには上述のように裁判員制度を前提にした場合の立証方法という大きな疑問を投げかけた。

いずれにしてもこの事件は、死体の処理方法の異常性や残虐性、そして、自分の性の奴隷としたいという妄想が強調されすぎたかのように思われる。

すなわち、包丁で首を刺した殺害方法は執拗なものではなく冷酷ではあるが残虐きわまりないとは言えないし、強姦や猥褻行為はなく殺害は死体損壊などには計画性が認められないという事実に鑑みると死刑にはならないように思われる。ただ、ここで問題なのは死体の処理方法を量刑上どのように評価するかである。

平成21年2月19日朝日新聞によれば第一審、第二審ではその影響力の違いを指摘している。なるほど殺害自体と死体の処理とは異なっている。

最近の事件であるが、平成19年1月に発覚した渋谷区短大生バラバラ殺害事件、すなわち、当時21歳の二男が1歳年下の長女を殺害した上で遺体を10数か所切断した事件である。本件は平成21年9月16日最高裁判所が懲役12年を言い渡し確定した。

これをみると死体をバラバラにするということがそれほど量刑を重くしているように思えない。従って江東区神隠しバラバラ殺人事件においても徒に死体の処理方法を強調すべきでないのかもしれない。とすれば、筆者の基準の「例えばバラバラ殺人事件のような」は削除しなければならないであろう。

(4) 闇サイト殺人事件

闇サイト殺人事件も闇サイトという新しいツールを使った犯罪であり世間を震撼させた。この事件では2名死刑、1名無期懲役（自首していなかったらどうだったであろうか）という量刑が下された。これは筆者の知るところでは永山判決以後最も厳しい量刑である。今まではいわゆる北九州市資産家殺人事件が最も厳しい判決であった。この判決について詳述したい。

AとBは一攫千金を狙って容易に金を儲ける方法はないかと話し合っただけで綿密に計画を立てた。そこで北九州市で有名な資産家であるCが標的とされることになった。AとBは言葉巧みにCをAの喫茶店に呼び出し金を要求し、BはCの左脇腹付近をあいくちで斬りつけ創傷を負わせ、約14時間にわたって被害者を血の海にし、繰り返し金を要求したが失敗した。「ここで止めれば2・3年で済むがどうするか？」という話が出たにも拘わらず計画通り殺害した。A・Bの間には主従の関係はなく、その結果両名ともに死刑となった。

本件とこの事件を比べた場合、本件の方が重くあるべきなのであろうか。なるほど本件の殺害方法も残虐ではある。しかし残念なことに殺人とは残酷なものである。残酷でない殺し方を探す方が困難である。判例によれば絞殺の上死体を放置するくらいが残虐でないとされているように

思われる⁹⁾。従ってこの闇サイト事件の殺害方法自体が突出して残酷とは思われない。それにも拘わらず永山判決以降最も厳しい量刑であるとするならば、どこにその理由を求めるべきであろうか。

闇サイト殺人事件では、とにかく2名死刑1名無期懲役の判決が下された。裁判所は、「闇サイト」という新しい犯罪形態に対して「模倣性」という危険性を見出したのであろうか。とすれば、奈良女児殺害事件と同じである。

しかし、永山判決を前提とするとするならば、新しい種類の犯罪に対しても、各要素を一つ一つ冷静に判断して、量刑を追い行うべきであろう。とするならば、この「模倣性」あるいは一罰百戒は、永山判決の言う「社会的影響」という要素に組み入れられるべきなのであろうか？

【Ⅲ】

結語

永山判決以降、死刑の基準は永山基準に依拠するものとされてきたが、永山判決時の基準は考慮すべき要素を網羅的に述べたもののように思われる。従って筆者は拙稿においてその具体化に努力したつもりである。しかし、上述の闇サイト殺人事件では筆者の提示した基準を超えたかのような感がある。もし自首をしていなかったら3人全員が死刑になったのだろうか？もしそうだとすれば大問題である。仮の話ではあるが、この大問題は筆者の念頭から離れない。

次に裁判員を意識しすぎた立証方法には問題があるだろう。江東区神隠しの事件でも傍聴していた遺族が気絶したかのように呆然としていたと報道されている。ただショッキングな証拠を提示するだけでは公正な裁判は行われたいと思われる。裁判官だけではなく検察側にも強くこのことを求めたい。

最後に月ヶ瀬村殺人事件が示すように「人の心はわからない」。我々専門家は公判やポイントとなる時だけ改悛の情を示す偽善者を何人も見てきている。人の心を見ることは不可能である。裁判員制度の下では主観的要素に対する誤解が生じないことを祈るばかりである。検察官やマスコミや被告の欺瞞的態度に決して左右されないで戴きたい。

注

- 1) 犯罪白書 平成21年度版
- 2) 犯罪白書 平成21年度版
- 3) 法務省公式ホームページ
- 4) 拙稿・死刑判決の具体的量刑基準の検討・奈良大学紀要第23号29頁以下・平成7年3月
- 5) 東京高裁昭59年12月19日・判時1159号167頁以下
- 6) 毎日新聞平成18年9月26日夕刊
- 7) 福岡高裁那覇支部平2年2月1日・判時1347号147頁
- 8) 最高裁第1小法廷昭62年7月9日判決・判時1242号131頁
- 9) 福岡高裁平2年9月5日判決・判タ741号230頁

How should the Death Penalty System be implemented in the “ Saiban-in “ System?

Masumoto (1995) presented concrete standards for the Death Penalty System by reviewing many cases after “ Japan v. Nagayama”. Should these standards be applied to the so-called “Yami site” case, in which three complete strangers agreed on a website to murder someone?

Japan started “Saiban-In” System in 2009. In the so-called “ Kotoku-Kamikakushi-barabara “ case of 2008, the public prosecutor used such emotional strategies. The strategies must be strictly examined.

Finally, the so-called “ Tsukigasemura Satsujin “ case of 1997, in which the defendant refused to appeal his life sentence but committed suicide in prison, tells us that we cannot understand others’ minds (including ourselves).

Especially on death penalty cases, in “Saiban-In” System we cannot be neutral against too many confusing factors.